平 成 28 年　第 6 回

柳川市農業委員会総会議事録

平 成 28年 6 月 9 日

柳川市農業委員会

第６回柳川市農業委員会総会議事録

日　　時　　平成28年６月９日　　午後２時～午後２時43分

場　　所　　大和庁舎　　大会議室

出 欠 者　　出席者　33名　　欠席者　４名

議　　題　　議案第28号

１．農地法第３条の規定による許可申請について

議案第29号

１．農地法第４条の規定による許可申請について

議案第30号

１．農地法第５条の規定による許可申請について

議案第31号

１．農地法第３条の規定による許可処分取消願について

議案第32号

１．農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第33号

１．柳川市農用地利用集積計画について

報　　告

１．農地法第18条第６項の規定による通知について

２．農地の使用貸借権設定解約届出について

３．農地の使用貸借権結成解約届出について

４．農地改良行為届出について

出席委員（33名）

1番　龍　　光　義	2番　藤　吉　篤三郎
3番　猿　渡　昭　光	4番　松　藤　正　之
5番　田　中　雅　美	7番　堤　　保　久
8番　小　宮　カヲル	9番　山　田　善　治
10番　髙　田　一　利	11番　乘　富　日登士
12番　梅　﨑　和　弘	13番　椛　島　練　二
14番　髙　田　　學	15番　大　渕　秀　樹
16番　梅　﨑　武　秀	17番　田　中　政　寛
19番　太　田　英　介	20番　樽　見　哲　也
22番　江　崎　保　夫	23番　松　藤　和　彦
24番　松　藤　一　利	25番　津　村　利　正
26番　大　津　敏　男	27番　松　藤　政　義
28番　櫻　木　利　和	29番　田　中　滿　義
30番　久　保　泰　道	31番　與　田　義　之
32番　三　浦　榮　一	33番　藤　丸　正　勝
35番　鶴　田　信　行	36番　吉　開　　健
37番　新　開　延　孝	

欠席委員（４名）

６番　龍　　繁　樹	18番　野　口　秀　一
21番　三小田　由　勝	34番　島　添　茂　樹

本会議に出席した事務局職員

事務局長　髙口哲也

事務局次長　相浦忠俊

事務局職員　森田由猪佳

午後２時　開会

○事務局長（髙口哲也君）

それでは、定刻になりましたので、始めます。

起立、礼、着席。

○議長（新開延孝君）

皆さんこんにちは。本日は平成28年第６回柳川市農業委員会総会を開会いたしますが、委員の皆様方におかれましては、先月の26日より麦の取り入れが始まり、途中、雨模様で大変心配されたのではなかろうかと思いますが、その後、晴天が続き、無事取り入れ収穫も終わったようで、皆さん方も安心されたのではなかろうかと思います。

それから、先月の26日、27日の２日間ですが、全国農業委員会会長大会が東京の文京シビックホールで開催されましたので、私と髙口局長の２人が出席させていただきました。

内容を申しますと、まず、二田全国農業委員会長の挨拶から始まり、来賓では森山農林水産大臣の祝辞がありました後に、全国農業委員会会長大会の議案となり、第１号議案が農業委員会憲章（案）の制定について、第２号議案が新たな時代を迎えた農業・農村の成長に向けた政策提案決議（案）です。その次が、特別決議案として、熊本・大分等地震への万全な対応を求める特別要請決議（案）がありました。そして、第３号議案が、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進に関する申し合わせ決議（案）、第４号議案が「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議（案）です。第５号議案が平成28年度全国農業委員会会長大会実行運動計画（案）が提案されまして、全議案とも満場一致で承認可決されましたことを御報告申し上げまして、報告にかえさせていただきます。

それでは、議案のほうに入らせていただきます。

本日の出席議員は33名、定足数であります。よって、ただいまから平成28年第６回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（森田由猪佳君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

平成28年

第６回柳川市農業委員会総会議案

議案第28号

１．農地法第３条の規定による許可申請について

議案第29号

１．農地法第４条の規定による許可申請について

議案第30号

１．農地法第５条の規定による許可申請について

議案第31号

１．農地法第３条の規定による許可処分取消願について

議案第32号

１．農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第33号

１．柳川市農用地利用集積計画について

報　告

１．農地法第18条第６項の規定による通知について

２．農地の使用貸借権設定解約届出について

３．農地改良行為届出について

その他

平成28年６月９日提出

柳川市農業委員会会長　　新　開　延　孝

○議長（新開延孝君）

今回提案しております案件は、議案第28号から議案第33号までの６件と報告３件であります。

本日の議事録署名委員に、16番梅崎武秀委員、20番樽見哲也委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第28号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（森田由猪佳君）

議案第28号

１．農地法第３条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第３条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第１条の２の規定に基づき付議する。

申請番号１番、農地の所在、○○、地目・田、面積561平米、自作。譲受人、○○。世帯員、総員４名、稼働員４名。所有面積33アール、耕作面積33アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、○○。世帯員、総員３名、稼働員３名。所有面積17アール、耕作面積17アール。移転理由、経営縮小。契約種類、賃貸借権の設定。

申請番号２番、農地の所在、○○、地目・田、面積191平米、自作。譲受人、○○。世帯員、総員４名、稼働員４名。所有面積33アール、耕作面積33アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、○○。世帯員、総員１名、稼働員ゼロ。所有面積１アール、耕作面積１アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号３番、農地の所在、○○、地目・田、面積395平米、自作。譲受人、○○。世帯員、総員３名、稼働員３名。所有面積108アール、耕作面積71アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、○○。世帯員、総員１名、稼働員１名。所有面積90アール、耕作面積12アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号４番、農地の所在、○○、地目・田、面積500平米外１筆、合計2,596平米。自作。譲受人、○○。世帯員、総員６名、稼働員４名。所有面積103アール、耕作面積311アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、○○。世帯員、総員２名、稼働員１名。所有面積29アール、耕作面積29アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号５番、農地の所在、○○、地目・畑、面積211.52平米、自作。譲受人、○○。世帯員、総員２名、稼働員２名。所有面積31アール、耕作面積105アール。移転理由、受贈。譲渡人、○○。世帯員、総員１名、稼働員ゼロ。所有面積22アール、耕作面積２アール。移転理由、贈与。契約種類、贈与。

申請番号６番、農地の所在、○○、地目・田。面積2,202平米、自作。譲受人、○○。世帯員、総員３名、稼働員３名、所有面積ゼロ、耕作面積ゼロ。移転理由、新規就農。譲渡人、○○。世帯員、総員１名、稼働員ゼロ。所有面積22アール、耕作面積22アール。移転理由、離農。契約種類、賃貸借権の設定。

申請番号７番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,993平米、自作。譲受人、○○。世帯員、総員３名、稼働員３名。所有面積ゼロ、耕作面積ゼロ。移転理由、新規就農。譲渡人、○○。世帯員、総員２名、稼働員１名。所有面積33アール、耕作面積19アール。移転理由、離農。契約種類、賃貸借権の設定。

申請番号８番、農地の所在、○○、地目・田、面積980平米外３筆、合計2,872平米。自作。譲受人、○○。世帯員、総員４名、稼働員３名。所有面積289アール、耕作面積1,101アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、○○。世帯員、総員１名、稼働員１名。所有面積28アール、耕作面積28アール。移転理由、経営縮小。契約種類、賃貸借権の設定。

申請番号９番、農地の所在、○○、地目・田、面積167平米外１筆、合計960平米。自作。譲受人、○○。世帯員、総員３名、稼働員３名。所有面積235アール、耕作面積712アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、○○。世帯員、総員１名、稼働員１名。所有面積174アール、耕作面積９アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号10番、農地の所在、○○、地目・田、面積3,380平米、自作。譲受人、○○。世帯員、総員３名、稼働員３名。所有面積137アール、耕作面積62アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、○○。世帯員、総員２名、稼働員１名。所有面積72アール、耕作面積72アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号11番、農地の所在、○○、地目・田、面積303平米、自作。譲受人、○○。世帯員、総員４名、稼働員４名。所有面積61アール、耕作面積61アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、○○。世帯員、総員２名、稼働員１名。所有面積72アール、耕作面積72アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号12番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,106平米、自作。譲受人、○○。世帯員、総員２名、稼働員２名。所有面積206アール、耕作面積1,002アール。移転理由、受贈。譲渡人、○○。世帯員、総員４名、稼働員ゼロ。所有面積133アール、耕作面積11アール。移転理由、贈与。契約種類、贈与。

○事務局次長（相浦忠俊君）

それでは、３条について補足説明を行います。

申請番号１番は、○○さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する○○さんへの申請。契約の種類は賃貸借権の設定であります。

申請番号２番は、○○さんが離農のため、経営拡大を希望する○○さんへの所有権移転・

売買の申請であります。代金は○○円。

申請番号３番は、○○さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する○○さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は○○円。

申請番号４番は○○さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する○○さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は○○円。

申請番号５番は、○○さんが贈与のため、受贈する○○さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号６番と７番については、新規就農の関係であります。

始めに、申請番号６番は、○○さんが離農のため、新規就農を希望する○○さんへの申請。契約の種類は賃貸借権の設定であります。

申請番号７番は、○○さんが離農のため、経営拡大を希望する○○さんへの申請。契約の種類は賃貸借権の設定であります。

なお、新規就農のため、別紙営農計画書を参照してください。

続きまして、申請番号８番は、○○さんが離農のため、経営拡大を希望する○○さんへの申請。契約の種類は賃貸借権の設定であります。

申請番号９番は、○○さんが離農のため、経営拡大を希望する○○さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は○○円。

申請番号10番は、○○さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する○○さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は○○円。

申請番号11番は、○○さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する○○さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は○○円。

申請番号12番は、○○さんが贈与のため、受贈する○○さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

なお、申請番号１番から12番は、議案書にありますとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第28号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第28号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第29号　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（森田由猪佳君）

議案第29号

１．農地法第４条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第４条の規定による許可申請があったので承認方同法施行令第７条の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙４条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号１番、農地の所在、○○、地目・田、面積858平米。申請人、○○。転用目的、共同住宅（１棟10戸）。所要面積858平米。立地条件、東・用悪水路７メートル、西・宅地、南・宅地、北・田（承諾あり）。転用詳細、共同住宅（１棟10戸）建設のため。所用面積858平米、建築面積294.47平米。建ぺい率34%。

申請番号２番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,353平米。申請人、○○。転用目的、太陽光発電設備。所要面積1,353平米。立地条件、東・田（承諾あり）、西・里道1.5メートル、南・田（申請人）及び田（承諾あり）、北・里道1.5メートル。転用詳細、太陽光発電

設備建設のため。太陽光パネル186枚。

○事務局次長（相浦忠俊君）

それでは、４条について補足説明を行います。

申請番号１番は、○○さんが共同住宅１棟10戸を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の１番です。

申請番号２番は、○○さんが申請地に太陽光発電装置設備を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の２番です。

なお、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明いたします。

申請番号１番と２番の農地の区分は、用途地域内の第１種住居地域であり、第３種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第29号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第29号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第30号　農地法第５条の規定による許可申請について、申請番号１番を議題といたします。

本案は、議席番号○○番○○委員の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会

議規則第10条の規定により、○○委員の退席をお願いします。

〔○○委員　退席〕

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（森田由猪佳君）

議案第30号

１．農地法第５条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第５条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第15条の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙５条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号１番、農地の所在、○○、地目・田、面積220平米。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、自己用住宅。所要面積220平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・用悪水路1.5メートル、西・道路4.3メートル、南・雑種地、北・宅地。転用詳細、自己用住宅建設のため。建設面積84.05平米。建ぺい率38％。

○事務局次長（相浦忠俊君）

それでは、５条について補足説明を行います。

申請番号１番は、○○さんが申請地に自己用住宅を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の１番です。

なお、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について御説明いたします。

申請番号１番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第１種農地と判断します。第１種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第30号、申請番号１番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第30号、申請番号１番については提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、○○委員の退席を解除します。

〔○○委員　着席〕

○議長（新開延孝君）

議案第30号　農地法第５条の規定による許可申請について、申請番号２番、３番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（森田由猪佳君）

続きまして、申請番号２番、農地の所在、○○、地目・田、面積846平米。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、建て売り住宅（２棟）。所要面積846平米。契約種類、売買。立地条件、東・田（承諾あり）、西・田（承諾あり）、南・用悪水路8.7メートル、北・宅地。転用詳細、建て売り住宅２棟建設のため。建築面積221.28平米。建ぺい率26％。

申請番号３番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,414平米。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、資材置き場及び駐車場・通路。所要面積1,414平米。契約種類、売買。立地条件、東・田（承諾あり）、西・宅地、南・用悪水路５メートル、北・道路4.2メートル。転用詳細、資材置き場及び駐車場・通路建設のため。資材置き場及び駐車場面積1,137平米、通路面積277平米。

○事務局次長（相浦忠俊君）

それでは、続きまして、申請番号２番は、○○さんが建て売り住宅（２棟）を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は○○円。場所は別紙箇所図の２番です。

申請番号３番は、○○さんが申請地に資材置き場及び駐車場・通路を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は○○円。場所は別紙箇所図の３番です。

なお、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について御説明いたします。

申請番号２番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第２種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

次に、申請番号３番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第１種農地と判断します。第１種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第30号、申請番号２番、３番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第30号、申請番号２番、３番については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第31号　農地法第３条の規定による許可処分取消願についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（森田由猪佳君）

議案第31号

１．農地法第３条の規定による許可処分取消願について

下記農地について許可処分の取り消し願いがあったので承認方付議する。

申請番号１番、法律条文３条。農地の所在、○○、地目・田、面積2,113平米外６筆、合計6,070平米。譲受人、○○。譲渡人、○○。摘要、平成○○年○○月○○日、○○柳農委第○○号許可。取り消し理由、親子間での都合によるため（贈与時期の錯誤）。

申請番号２番、法律条文３条。農地の所在、○○、地目・田、面積１万9,956平米外２筆、合計２万2,245平米。譲受人、○○。譲渡人、○○。摘要、平成○○年○○月○○日、○○柳農委第○○号許可。取消理由、親子間での都合によるため（贈与時期の錯誤）。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第31号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第31号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第32号　農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（森田由猪佳君）

議案第32号

１．農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号１番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,038平米外１筆、合計3,550平米。申出人、○○。理由、平成28年５月13日申し出（経営縮小のため）。

受理番号２番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,838平米。申出人、○○。理由、平成28年５月19日申し出（経営縮小のため）。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の１番は昭代地区、２番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。議案第32号の申請番号１番は13番桃島練二委員、17番田中政寛委員、19番太田英介委員。申請番号２番は23番松藤和彦委員、25番津村利正委員、27番松藤政義委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号１番は13番桃島練二委員、17番田中政寛委員、19番太田英介委員、申請番号２番は23番松藤和彦委員、25番津村利正委員、27番松藤政義委員を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第32号については先ほどの６名の委員を指名すること

に決定いたしました。

次は、議案第33号　柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（森田由猪佳君）

議案第33号

１．柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙、農用地利用集積事業公告概要表をごらんください。

まず、公告年月日、平成28年６月10日の所有権移転関係をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成28年６月10日。

１．所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積１万7,616平米。筆数７筆。売り手４名、買い手２名。

２枚目をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、○○。現況、田。面積3,768平米外１筆、合計7,548平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神４丁目10－12。氏名、財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、緒方義範。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成28年６月24日。対価○○円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、○○。氏名、○○。外３件です。

続きまして、利用権設定関係（設定）【農用地利用集積円滑化事業】をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成28年６月15日。

利用権設定関係（設定）【農地利用集積円滑化事業】。こちらにつきましては、合計部分のみを朗読いたしますので、３ページをごらんください。

【合計】。利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別、田。対象作物、水稲・麦・大豆。面積17万9,871平米。筆数47筆。関係農家数、貸し手37戸、借り手14戸。

詳細につきましては、各筆明細のとおりです。

続きまして、最後に利用権設定関係をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成28年６月15日。

利用権設定関係。こちらにつきましても、合計部分のみを朗読いたしますので、７ページをごらんください。

【合計】。利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別、田。対象作物、水稲・麦・大豆。面積176万5,499.55平米。筆数1,359筆。関係農家数、貸し手538戸、借り手310戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別、田。対象作物、ハウス。面積１万2,975平米。筆数５筆。関係農家数、貸し手５戸、借り手４戸。利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別、畑。対象作物、水稲・麦・大豆。面積4,612.91平米。筆数６筆。関係農家数、貸し手３戸、借り手３戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目別、田。対象作物、水稲・麦・大豆。面積19万1,464平米。筆数164筆。関係農家数、貸し手49戸、借り手44戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目別、田。対象作物、ハウス。面積6,265.61平米。筆数８筆。関係農家数、貸し手２戸、借り手２戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目別、畑。対象作物、水稲・麦・大豆。面積1,045平米。筆数９筆。関係農家数、貸し手４戸、借り手４戸。

合計。面積198万1,862.07平米。筆数1,551筆。関係農家数、貸し手601戸、借り手367戸。

詳細につきましては、各筆明細のとおりです。

以上、今回付議された農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第33号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第33号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（森田由猪佳君）

報　　告

１．農地法第18条第６項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第６項の規定による通知書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、合意解約に関する内容です。

受理番号１番、受理月日、平成28年５月11日。農地の所在、○○、地目・田、面積395平米外１筆、合計1,229平米。賃貸人、○○。賃借人、○○。摘要条項、農地法第18条第６項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。外35件です。

続きまして、15ページをごらんください。

２．農地の使用貸借権設定解約届出について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号１番、受理月日、平成28年５月11日。農地の所在、○○、地目・田、面積2,622平米。使用貸人、○○。使用借人、○○。摘要条項、農地法第３条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成28年５月11日。外16件です。

18ページをごらんください。

３．農地改良行為届出について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

受理番号１番、受理月日、平成28年４月27日。農地の所在、○○、地目・田、面積417平米外１筆。合計1,746平米。届出者、○○。施行完了後の営農計画（予定作物）、小麦・大豆。備考、造成高60センチ。

以上です。

○議長（新開延孝君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第６回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後２時43分　閉会